京 都 府 漁 業 協 同 組 合
次世代育成支援対策推進法に基づく
一 般 事 業 主 行 動 計 画

本組合においては、職員が仕事と子育てを両立させることを支援するため、次の行動計画を策定する。

1. 計 画 期 間　　令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までの３年間

2. 内　　容

＜ 目 標 ＞

○ 計画期間内に、男性職員が配偶者の出産の際に休暇を取得するための特別有給休暇制度を継続し、その取得を促進する。

○ 計画期間における男性労働者の育児休業取得者を１人以上にする。

○ フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定労働時間外及び法定休日労働の合計時間数を７時間未満とする。

＜ 対 策 ＞

○ 同特別有給休暇制度の日数を業務の実情に応じた内容に変更した後、所属長から該当者全員の取得を促進する。

○ 育児・介護休業等に関する規則に記載されている育児休業、出生時育児休業制度等を周知し、所属長から該当者に取得を促進する。

○ 所属長は所属職員の労働時間、休日の勤怠管理を行い、法定労働時間外及び法定休日労働の削減に努める。